

第10回総合セキュリティ対策会議
(平成16年3月18日)
発言要旨

【平成15年中のハイテク犯罪対策にかかる統計について】

(事務局より説明)

(質疑応答)

(例えば、企業から顧客情報を不正に持ち出した場合、刑事上、何らかの責任を問うことはできるのか。また、無線 LAN でやりとりしているデータを盗み出された場合はどうか、との問に対する事務局の回答) アクセス権限がない者がネットワークの外から持ち出したのであれば、不正アクセス禁止法違反に当たる可能性が高いと考えられる。内部の人間であれば、業務妨害や背任に当たる場合も考えられるが、情報の持ち出しそのものは窃盗には当たらない。また、無線 LAN 上のデータについては、傍受して悪用することは電波法違反となるが、単に傍受することは罪には問えないと思われる。

【「不正アクセス行為対策等の実態調査」報告書について】

(事務局より説明)

(質疑応答)

(「定期的なバックアップ」は、「内部からの情報漏洩防止対策」として効果があるのだろうか、との問に対する事務局の回答) 情報管理の適正化の一環という趣旨である。

被害を受けた場合の復旧にかかるコストが、当方が想像していたよりもだいぶ少ない印象を受ける。復旧に要する手間や後処理のコストが、含まれていないのでは。

実際の情報漏洩事案で、報道されている被害額はもっと多いが、その点を考慮して分析してはどうか。

情報漏洩等が発生した際、企業側は保険で補填されれば実害はないが、個人情報情報を漏洩された消費者だけが損害を被るのが現実。一定のセキュリティ対策を行っていなかったために発生した情報漏洩については、行政処分等を実施してもよいのでは。

【平成15年度報告書(案)について】

(事務局より説明)

(質疑応答)

(会議は平成15年度で終わるわけではないが、まとめとして何らかの提言ができればよかったのだが、との意見に対する事務局の回答) 今後の課題として、平成16年度にもご議論いただきたい。

【来年度の議題について】

(事務局より説明)

(質疑応答)

企業ではなく個人をターゲットにするという趣旨はよく理解できるが、「一般利用者」という言葉は誰を対象にしているのか分かりにくい。

メールアドレスは、所有者が誰であるかが重要な場合だけでなく、誰のものでも届けばよい場合もあり、その場合、個人情報保護法の枠では対応できないと思われる。

「民」といっても、企業と個人では異なるようにいくつかの階層に分けられるので、階層ごとに議論すべきだと考える。

(以上)